

燕市行政組織条例の一部改正について

燕市行政組織条例（平成18年燕市条例第8号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 3 年 3 月 1 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

## 燕市行政組織条例の一部を改正する条例

燕市行政組織条例(平成18年燕市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条の表総務部の項中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第5号及び第6号を削り、第4号を第7号とし、第3号を第6号とし、第2号の次に次の3号を加える。

- (3) 情報化政策及び情報システムに関すること。
- (4) 統計に関すること。
- (5) 広報及び広聴に関すること。

第2条の表企画財政部の項中第5号削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同条第9号中「国際交流」を「異文化共生」に改め、同号を同条第8号とし、第10号を削る。

第2条の表市民生活部の項第6号中「交通対策」を「交通安全及び防犯対策」に改める。

第2条の表都市整備部の項中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 公共交通に関すること。

### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。